

## 志學館大学教職センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第62条の2第2項の規定に基づき、志學館大学教職センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 センターは、実践的指導力を備えた教員を養成するため、全学に係る教職課程カリキュラムを一元的に企画・運営することにより教員養成の充実を図るとともに、博物館学芸員資格及び図書館司書資格取得のためのプログラム（以下「博物館学芸員資格取得プログラム等」という。）の充実を図ることを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成課程及び博物館学芸員資格取得プログラム等に関すること。
- (2) 教育実習・介護等体験・博物館実習の実施に関すること。
- (3) 教職課程認定及び各種課程認定の申請に関すること。
- (4) 教員免許状及び各種課程の資格取得に関すること。
- (5) 教職課程及び各種課程志望学生に対するキャリア支援に関すること。
- (6) 地域の教育機関等との連携に関すること。
- (7) 教員免許状更新講習の実施に関すること。
- (8) 教職課程及び各種課程に関する調査・研究に関すること。
- (9) その他センターの目的を達成するための必要な業務

### (組 織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センター員 若干名
- (3) 事務職員

2 センター長及びセンター員は、本学の専任教員のうちから学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 事務職員は、本学事務局学務課の職員が兼務する。

### (センター運営会議)

第5条 センターに、第3条に掲げる業務を行うために、センター長、センター員及び学務課長で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、センター長がこれを召集し、その議長となる。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 センター長が必要と認めたときは、センター員以外の者をセンター運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

### (事 務)

第6条 センターの事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。